政令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十二月二十三日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三百五十七号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第二項、第三項及び第六項並びに地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「欧州連合の」を「欧州連合等の」に改め、同号に次のように加える。

ハ　包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（ニ及び第五条第二項において「日英協定」という。）第一・二条(r)に規定する締約国の国民（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国（ニにおいて「英国」という。）の国民に限る。）

ニ　日英協定第八・二条(n)に規定する法人（英国の法人に限る。）

第五条第一項中「欧州連合」を「欧州連合等」に改め、同条第二項中「欧州連合」を「欧州連合等」に改め、同項各号中「注釈(f)」の下に「又は日英協定の附属書十第二編第Ｂ節２の規定に関する注釈(f)」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の効力発生の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定は、この政令の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

総務大臣　武田　良太

内閣総理大臣　菅　義偉

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律附則第五条の政令で定める日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十二月二十三日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三百五十八号

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律附則第五条の政令で定める日を定める政令

内閣は、民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第二号）附則第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律附則第五条の政令で定める日は、令和三年四月三十日とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

法務大臣　上川　陽子

内閣総理大臣　菅　義偉

公営住宅法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十二月二十三日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三百五十九号

公営住宅法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第十六条第一項及び第四項、第二十三条第一号、第二十五条第一項、第二十八条第一項、第二項及び第四項並びに第二十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号ホを削り、同号ニ中「イ」を「ロ」に改め、同号ニを同号ホとし、同号中ハをニとし、ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　入居者又は同居者に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得又は同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る雑所得（以下このイにおいて「給与所得等」という。）を有する者がある場合には、その給与所得等を有する者一人につき十万円（その者の給与所得等の金額の合計額が十万円未満である場合には、当該合計額）

第一条第三号に次のように加える。

ヘ　入居者又は同居者に所得税法第二条第一項第三十号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦一人につき二十七万円（その者の所得金額からイの規定により控除する金額を控除した残額が二十七万円未満である場合には、当該残額）

ト　入居者又は同居者に所得税法第二条第一項第三十一号に規定するひとり親がある場合には、そのひとり親一人につき三十五万円（その者の所得金額からイの規定により控除する金額を控除した残額が三十五万円未満である場合には、当該残額）

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の公営住宅法施行令（次項において「新令」という。）第一条第三号の規定は、令和三年七月一日以後に行われる公営住宅法第十六条第一項若しくは第四項、第二十八条第一項、第二項若しくは第四項又は第二十九条第一項の規定に規定する収入の計算（以下この項において「収入の計算」という。）について適用し、同日前に行われる収入の計算については、なお従前の例による。